

## 高松市都市計画マスタープランの改定(素案)についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成29年4月3日から平成29年5月12日までの期間、「高松市都市計画マスタープランの改定(素案)」についてのパブリックコメントを実施しました。寄せられた御意見の要旨及びそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

(1) 意見総数 19件(12人)

(2) 寄せられた御意見とそれに対する本市の考え方

※寄せられた御意見は、趣旨を変えない範囲で、簡素化又は文言等の修正をしています。

| No. | 御意見(要旨)  | 市の考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | 見直しの骨子、全体構想(都市づくりの基本目標等)   |   |
|     | <p>【(1)公共交通について】</p> <p>①既存の公共交通(バス等)を強化することによる多核連携型コンパクト・エコシティの早期実現に向け、計画を推し進めてもらいたい。</p> <p>②高松市がこれからも子育てがしやすく住みやすいまちになることを願っており、「公共交通を基軸とした都市構造(中央連携軸、新駅整備による交通結節点の強化)」に期待している。</p> <p>③人口減少が進む中、公共交通を基軸とした集約型の都市を目指すことは必要である。<br/>また、太田に整備予定のことでん新駅では、電車、路線バス、高速バスの利用が可能となるため、新駅を拠点としたまちづくりに期待する。</p> <p>④公共交通を基軸とした都市づくりを進めることは理解でき、今後高齢化も進行する中で、事故抑制のためにも、公共交通が利用しやすい街になることを期待する。</p> <p>⑤通勤で自転車やバスを利用しているが、車や自転車の交通マナーが悪いと感じる。「既存の公共交通網の維持・強化の推進と自転車走行空間の整備促進」とあるので、子供からお年寄りまで安全で利用しやすい取組を期待したい。</p> <p>⑥近年の地震災害を受けての防災・減災対策強化や、子供やお年寄りでも移動ができる公共交通を中心としたネットワーク形成などが盛り込まれており、住みやすい都市づくりを高松市が目指していることが分かる。</p> | <p>本市では、現行の都市計画マスタープランを平成20年12月に策定し都市計画に関する基本的な方針を定めるとともに、25年2月に「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定し、集約拠点への都市機能の集積と市街地拡大抑制によるコンパクトな都市構造及び人と環境にやさしい公共交通を基軸とした環境配慮型交通システムを併せ持つ持続可能な環境共生都市の実現に向け取り組んでおります。</p> <p>公共交通の整備方針といたしましては、鉄道を基軸とし、路線バスがこれを補完しながら市域を面的にカバーする公共交通ネットワーク整備を掲げており、現在、ことでん三条～太田駅間の新駅整備を始め、仏生山駅など交通結節点となる鉄道駅の周辺整備等にも取り組んでいるところでございます。</p> <p>今後とも、公共交通サービスのより一層の利便性向上を図るとともに、基礎的かつ重要な交通手段である徒歩や自転車につきましても、道路空間の再配分等による自転車走行空間、歩行空間の確保等による安全で快適に移動できる交通環境を整えるとともに、マナー意識の向上を図るなどして交通事故の発生抑制に努めてまいりたいと存じます。</p> |

【(2) 居住等誘導に係る規制・誘導施策等について】

⑦コンパクト化を実現するには、土地利用規制や交通インフラ整備だけでなく、思い切った誘導施策を打ち出す必要がある。市民や事業者等に十分な周知啓発を行い、長期に渡り協力が得られるよう努めてほしい。

⑧拠点への集約のためには、郊外での建築抑制及び土地利用規制の強化が必要である。

⑨区画整理内においても、農地の未利用が見受けられるので、住宅建築は郊外でなく、街中へ誘導すべきではないか。

⑩多肥地域では、商業施設の出店もあり、生活利便性が増す一方で、児童増加による学校・保育施設の容量不足等の課題が生じているが、今回の改定を基に、市民が市の目指す都市づくりの在り方を理解するとともに、市による適切な土地利用の誘導を図ることができれば、こうした課題も解決されるのではと期待している。

⑪「立地適正化計画の指針として都市機能、居住誘導区域等の設定の方向付け」については、人口減少、少子・超高齢社会に対応するものであることから十分に検討してもらいたい。

本市では、少子・超高齢社会の進展や人口減少時代の到来、財政的な制約の高まりなどから、郊外の住宅開発等の市街地拡大による量的な資本投資よりも、既存のストックを有効に活用して質的な充実を図る、集約拠点への都市機能の誘導と市街地拡大抑制によるコンパクトで持続的な都市構造の実現を目指すこととしております。

こうした中で、26年8月の都市再生特別措置法の改正により、市町村は、都市計画マスタープランの一部となるものとして、住居や都市機能増進施設の立地の適正化など、実施レベルの具体的な施策を定める「立地適正化計画」を策定できることとなり、現在、29年度末での策定を目指し、検討を進めているところでございます。

御提案の、居住等誘導に係る規制・誘導の具体的な施策につきましては、この中で、十分に検討してまいりたいと存じます。

また、改定する都市計画マスタープランにおいて、集約型都市構造の実現に向け、市街地の拡散を抑制し、拠点等への都市機能、居住機能の集積を図るまちづくりの方向性を表現いたします。

【(3) 防災・減災対策の強化について】

⑫都市づくりの基本目標の安全・安心で利便性の高い地域づくりの中に、「防災・減災対策を強化します。」とあるが、都心地域のまちづくり方針図において、「高潮・大雨等に対する浸水対策の推進」の「等」の中に地震や津波が含まれているのか。

【再掲】

⑬近年の地震災害を受けての防災・減災対策強化や、子供やお年寄りでも移動ができる公共交通を中心としたネットワーク形成などが盛り込まれており、住みやすい都市づくりを高松市が目指していることが分かる。

近い将来に南海トラフ巨大地震の発生が予測される中で、東日本大震災や熊本地震を教訓とした都市防災の強化が重要であると存じております。

このため、これまでに高潮対策事業をほぼ完了したほか、現在、災害発生時における危機管理に係る対応力と業務維持能力を高めるための高松市防災合同庁舎（危機管理センター）の整備を始め、大雨等による浸水への対策の継続実施、優先度を考慮した津波対策等に取り組んでいるところでございます。

今後におきましても、市民の防災意識の高揚は基より、地域及び国・県等防災関係機関と連携した防災・減災対策の充実に取り組んでまいりたいと存じます。

2 地域別構想

【(1) 都心地域】

⑬瓦町 FLAG や丸亀町商店街等、中心部に活気が戻ってきているので、今後も集客が見込めるお店の出店を期待したい。

本市の中心部である広域交流拠点は、州都機能が集積する四国の拠点都市にふさわしい広域的な拠点性を強化するため、サンポート高松の整備や中心市街地の再開発などを通じた、商業・業務機能の拡充、にぎわい空間の創出、まちなか居住の推進及び交通機能の強化などにより、高次・複合型の都市機能の集積・更新を図ることとしておりまして、今後とも、中心市街地の活性化に取り組んでまいりたいと存じます。

【再掲】

⑭都市づくりの基本目標の、安全・安心で利便性の高い地域づくりの中に、「防災・減災対策を強化します。」とあるが、都心地域のまちづくり方針図において、「高潮・大雨等に対する浸水対策の推進」の「等」の中に地震や津波が含まれているのか。

近い将来に発生が予測されている南海トラフ巨大地震を始めとする地震対策につきましては、市全域に係る事項であることから、本計画におきましては、全体構想部分の都市づくりの基本目標の一つである「安全・安心で利便性の高い地域づくり」等において、その理念を明記したいと存じます。  
一方で、「まちづくり方針図」におきましては、御指摘のとおり、津波対策が分かりにくい表現となっておりますので、都心地域に加え、東部北及び西部北地域の沿岸部につきまして、「津波、高潮、大雨等に対する浸水対策の推進」等の分かりやすい表現に修正したいと存じます。

【(2) 東部北地域】

⑮屋島地区では屋島競技場もリニューアルされ、少し活気が戻ってきている。拠点性を発揮し、観光文化資源である屋島の保全に努めるとともに、それと共存した住環境整備を目指してほしい。

屋島地域においては、史跡及び天然記念物屋島など歴史、文化的資源が多く存在し、それらの資源の保全と有効活用を図るとともに、屋島山上整備についても検討することとしております。  
また、住環境整備につきましては、JR屋島駅や琴電屋島駅など駅から近い利便性を活かし、戸建住宅を中心としたゆとりと魅力ある住宅地の維持・保全を図ることとしております。

【(3) 複数の地域】

⑯拠点の考え方において、「△△拠点は、農地等の未利用地の有効活用を図る」とあるが、具体的にどう取り組むのか。

道路や下水道など都市基盤が整った用途地域の中にも、農地等の未利用地が点在する状況がございます。  
こうした土地の活用促進につきましては、現在策定検討を進めている立地適正化計画と連携を図りながら、誘導施策を検討してまいりたいと存じます。

3 その他（施策等提案）

【(1)用途地域縁辺部の現状と対応について】

⑩道路のインフラ整備が不十分である郊外部で住宅開発が進み、車の行来に苦勞しているが、これらの道路の拡幅や市道認定等の対応は可能か。

市道認定については「高松市市道認定基準」、市道拡幅については「高松市生活道路整備事業事務処理要綱」に示す一定の基準を満たす必要があります。

⑪多肥、太田の用途地域縁辺部では、店舗の出店も多く、利便性が高まる一方で、狭い道路でも車の通行が多くなり、大雨時には水路が溢れることもある。

大雨時の水路溢水も、水路管理者が土地改良区である場合など、場所によって対応方法も異なります。  
こうしたことから、市担当課に個別・具体的に御相談いただきたいと存じます。

【(2)都市計画区域外の地域の整備方針について】

⑫人口減少により、住民が少なくなった地域にも助成制度等を検討してもらうとともに、地域に残された伝統や歴史的な遺物は守ってほしい。

「都市計画マスタープラン」につきましては、基本的に、都市計画区域を対象として策定する計画であります。総合計画の土地利用方針としての側面もあることから、今回の改定におきましては、都市計画区域外である塩江、庵治等の地域につきましても、将来都市構造などで、その目指す姿をお示ししたいと存じます。

塩江や庵治等の地域は、自然を活かした観光地として活用することはできないのか。

一方で、本市では、25年2月に「多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画」を策定し、この計画の中で、集約拠点以外の用途白地地域等につきましても取組方針等を定めるほか、塩江地域につきましても、本年3月に塩江温泉郷観光活性化基本構想を策定し、山間部に位置する塩江の豊かな自然を活かし、観光客のニーズや嗜好、競争環境の変化等に的確に対応しながら、塩江温泉郷の活性化を図るための指針を定めたいと存じます。

こうしたことから、今回の御提言を庁内で情報共有してまいりたいと存じます。

【(3)芸術を取り入れたまちづくりについて】

⑬高松をアートの街とするため、下記の取組を提案する。

- ・ 琴電築港駅からサンポートハーバードプロムナード、特にフェリー乗り場、中央公園への瀬戸内国際芸術祭の過去作品の展示
- ・ サンポートへの屋島水族館の移転・瀬戸内国際芸術祭の過去の作品を集めた美術館の整備
- ・ 庵治漁港周辺に瀬戸内国際芸術祭の作品展示及び庵治石モニュメントの設置

昨年度開催されました瀬戸内国際芸術祭2016においては、来場者数が100万人を超え、多くの芸術作品鑑賞をお楽しみいただいたことと存じます。

瀬戸内国際芸術祭は3年に一度の開催を予定しており、次回の開催に向け、いただきました御意見の内容を関係課に伝え、検討してまいりたいと存じます。

なお、サンポート高松には、交通利便性や都市機能の集積といった立地条件を活かし、新県立体育館の建設予定がございまして、水族館の移転等は難しいものと存じます。